

讀史餘論

新井君美著

柳田文庫  
文庫11  
A1617  
1



文庫11  
A 1617  
/

書用科教校學中濟定檢省部文

新井君著

# 讀史餘論

甲府書肆

温故堂内藤藏

48 10778



天敘中葉以變而出自傳世  
天下活機也。其變豈有窮乎哉。  
虞夏商周之醇質忠文。變而為  
七雄秦漢之權詐力爭。東漢吳  
王蜀之節操義烈。變而為魏晉六  
朝之浮辨虛誕。一治一亂。機變  
循環。以迄趙宋。宋朱明為胡元韃  
清所吞并焉。冠帶揖讓之國而

讀史餘論 序

變乎侏儻。辨髮之域。其變亦幾乎窮也。伏惟。

皇朝萬古同姓。百

王一統。非若夫羣雄諸賊。分裂奪攘。而又屢爲夷匪所穢之比也。雖然。在我往古。禮樂征伐。出自天子。中葉以還。變而出自霸府。守

介掾曰。變乎守護地頭。守護地頭。又變乎封建。封建之弊。遂至于列國雄峙矣。然則皇朝古今天下之機變。亦豈小也哉。源君美嘗著讀史餘論。分古今天下之大勢。爲王室九變。霸府五變。蓋有不堪忠慨義憤之意焉。逮吾

詩史餘論  
神君奉戴

王室置諸盤石之上。而俛斯民霑  
二百年至隆文明之化。以及今  
日不耳鼓鼙之聲。天下之機變  
又有若是之美者。較之夫以冠  
帶揖讓變乎侏僂辮髮者。其幸  
不幸之異。不亦甚乎。嗚呼。天下  
活機也。其變豈有窮乎哉。然而

不爲侏僂辮髮之人。而爲

皇朝化內之民。不生乎曩昔仍  
變之際。而生乎今日至隆文明  
之時。豈其非幸耶。豈其非幸耶。  
閒者。先生裔孫述齋君出茲編  
於祕笈。授裕校而刻之。遂書是  
言爲讀史餘論敘。

安政龍集戊午正陽之月

西疇菽原裕公寬甫識



*(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)*

例言四則

一原本係先生外孫藤清盈所謄寫而裔孫述齋君  
 祕笈中書而非先生原書也。先生原書迺中箱本  
 也。自跋曰。原書字細不明。亡息宜卿就平元成本  
 另傳寫焉云爾。則先生生前既有二本。清盈本豈  
 又就宜卿本而謄寫者歟。一閱傳寫。脫誤即出故  
 今雖以清盈本為據。而旁搜善本。一一讐校而成  
 之。然又不妄改竄。異同若脫誤。逐條標諸欄外。恐  
 失其舊也。

一舊本欄外有評若註語。或累牘疊出。或數十百葉  
 間。甚寥寥焉。先生所加歟。它人所增歟。未有確考。

姑存之以俟識者

一自跋曰。積累日久。遂成三小冊。廼一自總論迄南  
北分立。一自上古征伐出自天子迄後醍醐  
帝中興。一自尊氏奉北朝迄秀吉。凡成三冊者。  
是其定本也。今分之如左。非敢亂之。以卷冊重大  
也。改舊之罪。固所不逭。

一國音予所弗曉也。然茲刻本為黃口設。則不可不  
為黃口計。於是乎人名地理職官器章音讀稍涉  
奇澁者。姑以予所曉注於字旁。覽者幸諒。旃。

萩原裕識

讀史餘論總目

卷一

天下の大勢九變して武家の代となり武  
家此代又五變して當代小なり。總論  
乃事

幼主并攝政始付藤氏家學成建事

關白并廢主始の事

宇多醍醐村上三代攝關を置れさる事付

管丞相の事

冷泉以後八代の間攝家死人人權を專に

セラサノ事付 天子院跡始の事  
後三條院攝家乃權を抑サヒノ事

卷二

上皇御政務の事上

卷三

上皇御政務の事下

鎌倉殿分掌天下之權事

卷四

北條陪臣小て國命を執ノ事付

皇統分

並攝家五流とナル事

後醍醐復位の事

南北分立の事

卷五

上古征伐自リ天子出事

中古以來將帥任世官世族とナリノ事

源頼朝父子三代の事上

卷六

源頼朝父子三代の事下

卷七

北條代代天下の權を司スノ事

卷八

後醍醐中興御政務の事

卷九

足利殿 北朝乃主伐建ら統一事

卷十

室町家代代將軍の事上

卷十一

室町家代代將軍の事中

卷十二

室町家代代將軍の事下

信長治世の事

秀吉天下の事

柳田泉文庫



讀史餘論卷

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

本朝天下の大勢九變して武家乃代と

なり。武家の代また五變して。當代小

松より小總論の事

神皇正統記小光孝より上はくは一向上古也

萬乃例を勘ふるも仁和より下川うた錢を申の

事。五十六代清和幼主より外祖良房攝政す。是外

戚專權の始。變基經外舅の親よりりて。陽成を廢

光孝を建よりり。天下は權歸於藤氏よりり。ち

讀史餘論

卷十一



關白を置き或は置き置る代ありしと藤氏乃權  
 おのつら日盛也二變六十三代冷泉より圓融  
 花山一條三條後一條後朱雀後冷泉凡八代百三  
 年此間は外戚權を專にす三後三條白河兩朝を  
 政出於天子四堀河鳥羽崇徳五白河六年鳥  
 年四後白河二條六條高倉安徳六後白河三  
 九十七年此間を政出於上皇五後鳥羽土御門順  
 徳三代凡三十八年の間を鎌倉殿天下兵馬の權  
 を分掌とらふ六後堀河四條後嵯峨後深草龜山  
 後宇多伏見後二條花園後醍醐光嚴十二代凡百  
 十二年此間を北條陪臣より執國命七後醍醐重

祚天下朝家小歸多事纔小三年八變そのち天  
 子蒙塵尊氏光明を立て共主となりてより天下  
 なく武家此代となふ九變  
 武家は源頼朝幕府を開て父子三代天下兵馬の  
 權殘司とせり凡三十三年一變平義時承久の亂後  
 天下乃權を執る其後七代凡百十二年高時二代  
 小至て滅ふ二變三此時攝家將軍四後醍醐中  
 興此後源尊氏反して天子蒙塵尊氏光明院を北  
 朝に主となりてみづから幕府を開く子孫相繼  
 て十二代小た五凡二百廿八年三變六のち  
 十四年應仁亂後百七年此間天下大亂七實不  
 七十七年此間武威あることなれと東國を

續史餘論

卷一

二

皆鑑倉也。足利殿は末織田家勃興して將軍を廢  
 属とす。天子令天下と謀りて事未成して凡十  
 不其臣光秀弑とらば、豊臣秀吉其故智を用ひ  
 自ら關白となして、天下の權伐恣ふと。凡十  
 五年四變、そのくち終ふ。當代此世となる五變  
 謹按、鑑倉殿天下の權伐分を祿一事は、平清盛  
 武功より身を起し、遂に外祖の親戚をて  
 權勢を專らとす。清盛はくありし事  
 を上る上皇に政みされ、下は藤氏累代權を恣  
 ふせしに効ひし、小らさる也。されは王家の衰  
 一始る、文徳幼子をもて、つとふは祿一不

一よりたりとは存する也。尊氏天下の權を恣ふを  
 一らさる事也。後醍醐中興に政正し、つとふは天下  
 一の武士武家の代伐をたひし、小られる也。尊氏  
 一より下は朝家をたゞ虚器を擁とらる、つとふ  
 一はて、天下をまつく武家に代とるふり、つとふ  
 一あり

○本朝幼主并攝政始、付藤氏家學を建る  
 事一變

文徳帝ハ仁明の太子也。母ハ左大臣藤冬嗣冬嗣乃女  
冬嗣乃孫也五條后といふ。嘉祥三年三月、仁明  
 崩。四月、文徳即位。即位より五日、小あたるて清和

讀史餘論

卷一

三

一本惟仁  
下分註清  
和天皇  
御事七字

生る母を右大臣藤原良房の女染殿后是也。良房のハ冬嗣のハ  
徳の外舅始文徳小三子あり長ハ惟高文徳即位時  
七歳次ハ惟條二人共一紀名虎の女に生る所也。  
三々惟彦といふ滋野貞主の女の生る所也。然る  
小文徳第四子惟仁を太子とすすふハ即位乃  
年於十一月惟仁生れて纔小九月也。例ハ  
大納言源信を皇太子傳とす信ハ帝の叔父。江談云帝  
有讓位於惟高之志。憚良房不果。或祈神又修秘法。  
真濟為惟高祈焉。真雅為惟仁祈焉。按之。此事  
亦見于國史。信諫止之也。齊衡三年十一月  
帝新小殿を作。庭上よりみはら天伐祭る事

あり。古も江談所謂祈神事歟。天安元年五月右  
大臣良房為太政大臣。大友高市抑勝道帶劍を由  
る。さゆ。古も源信ら諫より。良房の心を慰む  
る。免歟。その十一月弘法小僧正。これ其弟子  
真濟。請ふ。さゆといふ。たもふ。真濟をして惟  
高の事を祈らる。故歟。其十二月惟高元服。授  
四品。明年八月天皇崩。廿二歳也。惟高十惟仁  
九歳。踐祚。外祖良房攝政。實録を按ずるに  
事言語不通と云。又良房攝政。帝倉卒有不豫之  
異朝の例。堯乃時舜攝政。殷時伊尹保衡。周時周  
公旦。漢時霍光。本朝の例。應神時神功后。推古

續史餘論  
卷一

此時厩戸齊明の時中大兄元明此時皇女淨足  
姫尊正の御事也

貞觀六年正月帝元服良房還政攝政五年白河小關居

賜隨身兵仗准三后准三后十四年九月良房薨年

六十九贈正一位封美濃公謚忠仁公攝政

此後源融藤基經執政初開院左大臣冬嗣歎

藤氏之衰子孫親族乃學を勸んに建勸學院

大學東西の曹ありて菅江二家を掌る氏長者管

領して興福寺及氏社の事を司ふ良房の後此

流小傳り掌る○西宮記小辨學院以元慶五年中

納言在原行平卿庶幾勸學院之例所建立也○江

次第小應和二年閏十二月源氏王卿大納言高明

以下申請當院學生准勸學院例○拾芥小淳和院

天皇上皇離宮今西院或云橘太后宮○江次第小

學館院者橘氏諸兄公右大臣中立之

良房救源信事正統記大納言伴善男有

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

○關白并廢立始の事二

言史餘論

卷一

五

貞觀十八年清和<sup>廿六</sup>傳位於太子<sup>陽成</sup>以外舅右大臣基經為攝政<sup>陽成</sup>女<sup>二條</sup>后是<sup>長良</sup>の元慶三年上皇薙染四年遷丹波水尾山十二月崩<sup>三十一</sup>說小此年十一月八日以基經為關白<sup>公</sup>攝政四年<sup>補任</sup>八年二月四日基經廢陽成帝<sup>十</sup>源融<sup>七</sup>社を難さ小藤原諸葛握劔曰誰違太政大臣之言といひ<sup>一</sup>らハ事決すと<sup>モ</sup>いふ又古事談小此事の評定の時融左大臣望帝位之志ありて皇親を<sup>モ</sup>とめら<sup>レ</sup>れ融小侍ハとあり小基經皇胤を<sup>リ</sup>といふと<sup>モ</sup>とてに賜姓<sup>リ</sup>人にて<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>融<sup>ハ</sup>言<sup>ハ</sup>る人即位の例如何<sup>リ</sup>やと<sup>モ</sup>いひ<sup>一</sup>らハ融<sup>ハ</sup>言<sup>ハ</sup>る

り<sup>一</sup>見ゆ<sup>レ</sup>て基經相諸皇子建光孝帝<sup>ハ</sup>仁明<sup>弟</sup>の時小一品式部卿親王御年五十五歳也古事談小基經親王<sup>ら</sup>の許<sup>ハ</sup>ゆき<sup>レ</sup>り<sup>一</sup>事<sup>ハ</sup>體を見<sup>ル</sup>小他の親王を<sup>ラ</sup>ハ<sup>レ</sup>事<sup>ハ</sup>或裝束<sup>一</sup>或圓坐取て奔走<sup>レ</sup>ら<sup>レ</sup>小松帝の御許<sup>ハ</sup>參<sup>リ</sup>れ<sup>一</sup>破<sup>レ</sup>る<sup>一</sup>簾の内小縁破<sup>レ</sup>る<sup>一</sup>疊小<sup>ハ</sup>ハ<sup>一</sup>ま<sup>レ</sup>て<sup>一</sup>二<sup>一</sup>俣<sup>一</sup>取<sup>レ</sup>て傾動の氣<sup>ハ</sup>ハ<sup>一</sup>ま<sup>レ</sup>り<sup>一</sup>此親王<sup>ハ</sup>殘<sup>リ</sup>る<sup>一</sup>帝位に<sup>ハ</sup>即<sup>テ</sup>臨<sup>ミ</sup>て<sup>一</sup>御輿を<sup>ラ</sup>セ<sup>レ</sup>る<sup>一</sup>三代實錄小嘉祥二年渤海大使王文矩望見帝在<sup>レ</sup>諸親王中<sup>一</sup>謂<sup>フ</sup>所親曰此公子有至貴之相其登天位必矣

○古事談、帝在藩の日、多く町人の物を借り用  
 ひるひ、うら、即位乃後、参内してせめ申し、これ  
 こ納殿物をえて返し、あつらふと。○正統記、  
 踐祚の始、攝政改りて、關白と云ふ。これ我朝關白  
 乃始也。宣帝詔、萬機之政、猶按むるに、此二月廿  
 三日、即位、五月九日、勅令博士等、勸奏太政大臣有  
 職掌否、并當大唐何官。源融奉教、令文章博士菅道  
 真、善洲、永貞、大藏善行等、議  
 六月五日、詔、應奏應下之事、必先諮稟、朕將垂拱仰  
 成云々。  
 廢位の事、四十六代孝謙上皇廢淡路帝、重  
 祚の後、此度を始と云ふ。又關白の事、帝やむと

神代得さるに出さる歟、と博士等、議せし  
 められしとき、太政大臣職掌あるべからばと  
 申さる、基經の權を抑むとの御事歟、又按する  
 小當代に老臣、ひひくく關白、或、内覽の臣、  
 しくふ、亦歟、不審

○宇多醍醐、村上天代攝關を置れざる事  
 付 菅丞相の事

光孝在位三年、而崩、五十歳、第三子宇多即位、母ハ桓  
仲野親王の女、班仁和三、年八月廿六日、光孝大漸  
子女王と云、也の日、基經等、勸て立太子、三十歳、宇多踐祚の初、十一  
 月廿一日、詔曰、萬機巨細皆關白、於太政大臣、廿六

十訓抄云  
藤佐世  
基經馬  
言小  
廣相  
小  
贈中納言

日基經上表辭。閏十一月。詔曰。社稷之臣。非朕之臣。宜以阿衡之任。為卿之任。四年二月廿二日。勅基經。准三后。賜年官年爵。如忠仁公故事。五月九日。基經上表曰。未知阿衡之任。如關白。何仍持疑。久矣。伏聞左大臣。明經博士等。勸令申云。阿衡之任。可無典職者。以其可無典職。知阿衡為貴。以臣比擬。非所克堪。耶。勅曰。左大臣。橘廣相。作詔曰。宜以阿衡之任。為卿之任。而尚持疑。不肯視事。天下之務。皆壅滯。於是使明經。紀傳之上。勸申云。阿衡是殷世三公官名。三公坐而論道。無所典職。然而朕本意。欲關白萬機。賴其輔導。廣相所草。已乖朕意。自今以後。輔行眾務。總百

ハ此事に  
公時小  
諸儒  
論  
事あり後  
廣相御夢  
不見へて  
三金笏を  
授けしと  
也

出應奏之事。應下之事。必先諮稟。朕將垂拱。仰成寬平元年十一月。基經小乘腰輿。出入宮中。源融小乘輦。之を聴矣。三年正月。基經薨。六歲贈正一位。封越前公。謚昭宣公。寬平二年。關白十一。年の間也。帝在位十年。寬平九年七月三日。傳位於醍醐帝。三歲。母中納言上皇。勅時平。管家。相並て行。藤高藤乃女。昌泰元年二月。時平左大臣。左大將。如元。管家右大臣。右大將。如元。管家辭表不許。延喜元年正月廿五日。徙管家。以源光為右大臣。三年二月廿五日。管家薨。四年立保明為太子。歲母時平女弟。子。九年四月。時平薨。九贈正一位。太政大臣。十三年

續史餘論  
卷一

三月源光薨九十六歳十四年七月忠平右大臣延長元年三月太子薨蓋文彦二年忠平左大臣帝外舅藤定方右大臣八年九月廿二日帝大漸傳位於寛明朱雀天皇廿九日崩四十六歳在位卅三年攝關の御事朱雀ハ醍醐第十一子按云此に延喜小皇子廿人明之早世朱雀村上子此の三人之基經の女乃所生なり大鏡小朱雀下此みよと生れとて終て御格子を乃ぬらまよりいる火をとめて御帳の内より三とせまておぼし奉らと終ひふ北野にをら申す也終てふくありそふ此みよと生れたるより藤氏能榮いとわうまおとはすはらま

成明下  
分註村上  
天皇の御  
事七字

三歳立太子死長十八歳踐祚忠平攝政天慶六年六月南海賊起絶天慶二年十一月平将門反三年二月将門伏誅四年六月南海賊平此年十一月忠平還政為關白九年讓位皇太子成明遷朱雀院在位十六年村上天曆六年八月崩三十一歳の保元物語小朱雀母后の勸めて讓位ありと後悔ありて重祚の事を諸神小祈り伊勢ハモ公卿勅使ありて村上ハ醍醐第十四子天慶九年四月廿八日即位廿一天曆元年四月實頼左大臣左大将師輔右大臣右大将其父忠平關白太政大臣にて父子三人



三公、三年正月、忠平致仕、實賴師輔執政。八月、忠平薨、七十贈正一位、封信濃公、謚貞信公、攝政。十一年、關此後十九年間、攝關を置かず。白謹按、朱雀の初、東南亂る、事延喜の政衰へ、上、外戚の權を專にせしむる歟、又朱雀に男を、同母弟を以て太子とせり、傳位に、災變の志をり、御歳十に、寛平九年、七月三日に、位に、御歳十

下仁明恐  
 文徳之誤

三、なりて、出、御手は、大和物、語、、事、、傳、、管、、小、、事、、の、

續史餘論

次と。君自ら鷹狩し終ひしを、今年を鳥獸何乃  
 謬あれを、忽小に社を狩ふとあまを止り多  
 かり。をててやうに器量浅御覽しら社し小や  
 纒小九箇年の間小讚岐守より右大臣内覽まで  
 小至り終つり。一説小守多し不くに管家をめし  
 て傳位の事代議とらる。公諫て申し、めらば。  
 其後又此事を議せられし、急き其事あり  
 一。時のいさへ他乃妨あるもの也とありし、社  
 と延喜即位の日、管公ハ當今の忠臣也と上皇仰  
 られし、此事不審正統記小丁巳の年即位、戊  
 午に改元、時平、管氏兩人上皇に勅をうきて輔佐

申されき、後小左右大臣に任じて共小萬機を  
 内覽せらる。右相も年も老け才も賢く  
 て天下の望也。左相ハ譜代乃器也を社をてり  
 れか、ある時上皇の御在所朱雀院小行幸、猶  
 右相小まうせらる。一と云定ありて、既め仰  
 り、今小右相たたくのう社申さきて止ぬ。其  
 事世小漏しけるに、左相憤をふくみ、さあ、乃  
 讒を下りて、終小たかけ奉り、事とこり淺  
 き、今社、善相公清行朝臣を此事いまたさし、  
 さり、小、う松て、管氏小災をのりれ終  
 へ、さより、を申たきと、沙汰なきて、此事出来小き

北野縁起、其比みうとの御身近く召はるるを、  
 まふ人々に、源光卿、藤定國卿、菅根朝臣を、  
 偽て勅宣と稱し、申構へ、博士とてに色々の珍  
 寶をあたくて、眞衆を祭り、皇城の八方、厭術の  
 雜寶、残埋まひたり、一説、延喜の弟、齊世親王ハ公  
 の壻ス、此人を左てんと、の事ありと、讒さし  
 と、をいふ、延喜元年辛酉、正月元日、日蝕、その廿五  
 日、菅公左遷、晦日、夜上皇諫め、召て参らさ  
 召ひし、と、宮門不入、菅根、二月朔日、  
 召ふし、還御、此日、菅公都を出、齊世を出家也、  
 此年十二月、上皇造御室、或云、上皇築雙岡、隔京師、

云々、三年、二月廿五日、公薨、五十九歳、九年、時平薨、十年  
 早、十三年、右大臣源光薨、十四年、正月、京師火、六月  
 大水、十六年、三月、大風雨、十七年、大旱、廿二年、旱、延  
 長元年、文彦太子薨、復、菅公官位、七年、洪水、八年、六  
 月、廿六日、雷震、清凉殿、大納言藤清貫、右中辨平、希  
 世等、數輩震死、帝遷常寧殿、召僧尊意、加持聖體、九  
 月、廿九日、帝崩、朱雀、天慶四年、八月、僧道賢見、菅公  
 於金峰、賢改日、蔵。事出、天慶五年、七月、西京七條  
 坊門、女子文子と、り、その小公託して、右近馬場  
 小止る、事見北野縁起、村上、天曆元年、六月、北野、小移、村上、天曆九年、  
 三月、十二日、近江、比良社、稱宜神主、良種子、太郎丸

言史餘論

とて七歳に神託して我至らむ所ふも松を  
 生さくしとあり。良種右近馬場小行むひて朝  
 日寺住僧等小相議をるほとし。夜ふ松數千  
 本生して忽小林をさす。事見天滿天神託宜琉球  
 記云。封王第十代王尚元の時小古米村の林氏太  
 夫といふその常に  
 といはくふも梅子一あらはるるに志ま心はく  
 といふ外なきつれそ  
 といふ歌を吟して神を祭る。後入唐船の上使  
 王。漳州梅花海より船覆船中百工皆溺死林氏ひ  
 たり梅枝小取つきて活し。他船小乗りて歸里遂

小天滿宮儀先師小恭靖の志ありしに藤  
 氏の子弟に社を譲り  
 冷泉以後八代の間攝家の人々權を專  
 小せり社事。付天子院號始の事三  
 冷泉院を村上第二子母中宮安子右大臣師輔  
 乃女也。天曆四年五月生れて七月立太子。中間按  
 するに村上九男あり長を廣平親王藤原元方  
 冷泉圓融其小藤氏具平代明親王女所生為平を四男を  
 社と名源高明の賀故立られ云々。この村  
 上在位久しく康保元年四月中宮藤安子崩しそ  
 の妹登子をむらへて寵す。社を帝兄重明親王

續史餘論

卷一

三

の室也。中宮へ參らば、時小帝通より、今は重明  
 を薨し中宮も崩し、多ひをさるる迎入らば、  
 朝政衰ふ。時小 康保四年五月小崩し、四  
 在位廿一年也。二 かくて冷泉院踐祚、五 於凝華  
 舎十 從舅左大臣實賴為關白、古事談小紫宸殿  
 小して即位あり。十 大極殿にて此事を行き、さ  
 くらめてみよ、からん歟との事也。小野宮殿高  
 名此事也と云く、江談續古事談等に帝抽神劔開  
 神璽の事あり。大鏡小此帝に元方死もの、けね  
 小してあさゆ、と按と小村上長  
 子廣平を元方の女孫生免る所也。り、此をさるるを

きて帝茂以て嗣とせらば、故も、江談小いそ  
 く天慶征討使朝議欲以元方為大將軍、元方聞之  
 曰、大將軍所言、一事以上、國家莫不致用、若致拜大  
 將軍者、必請貞信公息一人為副、因茲寢、此議此一  
 事を以て見るに、元方剛直の氣あり、一人也。安和  
 二年三月、左馬助源滿仲、武藏介藤善時告く、中務  
 少輔源繁延、及す、これ多左大臣源高明、延喜第十  
 宮の謀、小て帝を廢し、其婿為平を先帝、即位を、六子、號西  
 めむとの事也といふ。太政大臣實賴、右大臣師尹  
 奏して、高明を太宰權帥、小る、剃髮を、めて出  
 す。繁延、僧蓮茂等を捕て窮問するに、藤千晴、七 出



ら實頼為平をよき圓融成太弟とせし事は、  
 為平帝の同母弟をよきとす。源高明の  
 女其妃を継ぎ、為平を傳位せらば高明の  
 多に藤氏の權を奪ふべしとおもひし故也。  
 高明終小罪せられしも、世人實頼の此舉を議  
 するその多き故のみならず疑懼の心ある  
 る故なるを慮し、さらる此事に村上始しあやま  
 りて、實頼そのつやう祭儀をなすなり也。

實頼攝政、隨身兵仗、牛車、内覽の宣旨あり。時、天  
 祿元年五月薨。贈正一位、封尾張公、謚清慎公。  
 關白攝政、其帝の外舅、右大臣伊尹攝政。二年四月

源高明歸京、十一月太政大臣伊尹薨。贈正  
 位、封參河公、謚謙徳公。攝政伊尹弟兼通内大臣、小  
 任中納言關白。天延元年五月、  
 宮殿災、六月、至七月地震。帝后在兼通堀河第  
 后は兼通女。二年兼通奏以左大臣源兼明、高朝為親王  
 任中務卿、陽尊之奪其職。十月兼通因病而讓關白  
 於從弟頼忠。實頼奏我弟兼家女受寵於冷泉上皇  
 而誕子。條故有復帝位之志。請貶大將。言為治部卿  
 復請處流死之刑。帝不許。兼通三木下任。  
 兼通中納言の時、兼家大納言。兼家中納言。小任。  
 頼忠と相議して兼家を害せんことを憤りて、十  
 一月兼通薨。九十歳。封遠江公。謚忠義公。天元元年八

月、兼家、女詮子を梅壺小入る。是より、さき兼通  
の女中官たる故小。他家の女に入内をゆるさば、  
去年兼通薨し、これより也。詮子、一條帝を生  
り、四年七月、帝不豫、詔、叡山、慈惠、聽輦車、為大僧  
正、行基以後、十月、還新宮、五年十一月十七日、宮殿  
災、遷堀河院、永觀元年、二月、命、檢非違使、捕、京畿、猥  
帶、弓箭、兵仗者、二年、帝傳位、於太子師、貞、花山院の  
の姪也、帝時小、六歳、在位十五年、花山は冷泉第一子、母、懷子、攝政伊尹、乃女也、  
圓融受禪、の日、小、二歳、太子に立、川、永觀二年、  
八月、即位、十七歳、按、、六歳也、、賴忠為關白、此時  
冷泉

圓融、兄弟、共、小、寛和元年、弘徽殿、女御卒、藤為光  
帝即位の後、關白賴忠、女、為平親王、女、大納言藤朝  
光、女、三人をやりて、女御とす、又大納言藤為光、  
女、恒子を弘徽殿小納て、寵、多、と殊小甚、  
小、卒、セ、、ハ、悲傷、も又甚、、二年六月廿二日、  
貞觀殿北門、より、出、花山寺、小入、、落飾、十九、在  
位二年、寛弘五年二月八日崩、、正統記、小粟田の關白、道  
也、兼家の、乃藏人、辨、と聞、、比、、申、  
け、古事談、、弘徽殿、女御薨、とら、、時、、帝  
御悲歎、乃處、、町尻殿、、關白也、、世間無常法、文を記、  
て見、七、、ひら、、勢、、御出家、依、、勸、、申、、と、、出、

讀史餘論 卷一



家御供<sup>まへ</sup>と<sup>し</sup>也。出御<sup>いせ</sup>時女御の手車と<sup>ま</sup>ふ  
 還入<sup>かへりい</sup>ら<sup>せ</sup>れんとあ<sup>ま</sup>り<sup>し</sup>に道兼<sup>みちかね</sup>劔<sup>けん</sup>置<sup>お</sup>きてに東宮<sup>とうぐう</sup>に  
 たりぬ<sup>也</sup>一條<sup>一</sup>今<sup>いま</sup>を<sup>を</sup>ひ<sup>ひ</sup>さ<sup>さ</sup>ふ<sup>ふ</sup>ら<sup>ら</sup>ハ<sup>ハ</sup>と申<sup>まを</sup>され  
 たり。御落飾<sup>ごらくしやく</sup>の時大臣<sup>だいじん</sup>ふ<sup>ら</sup>らぬ姿<sup>すがた</sup>今一度<sup>いまいちど</sup>みえ  
 て歸<sup>かへり</sup>参<sup>まを</sup>と<sup>し</sup>て<sup>て</sup>逐<sup>お</sup>電<sup>でん</sup>あり<sup>し</sup>る<sup>を</sup>我<sup>われ</sup>成<sup>なり</sup>を<sup>を</sup>か<sup>か</sup>ふ  
 也。皇<sup>み</sup>と<sup>と</sup>て<sup>て</sup>涕<sup>なみだ</sup>泣<sup>な</sup>し<sup>し</sup>る<sup>を</sup>又<sup>また</sup>云<sup>い</sup>。花山<sup>はなやま</sup>御出家<sup>ごしゅつが</sup>の時天  
 下騷動<sup>てんかそうどう</sup>大入道<sup>だいじゆだう</sup>殿<sup>でん</sup>仰<sup>おほ</sup>ふ<sup>け</sup>け<sup>け</sup>う<sup>う</sup>を<sup>を</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>し<sup>し</sup>よく  
 求<sup>もと</sup>む<sup>む</sup>と<sup>と</sup>て<sup>て</sup>こ<sup>こ</sup>ら<sup>ら</sup>し<sup>し</sup>め<sup>め</sup>終<sup>は</sup>す

按<sup>あた</sup>む<sup>む</sup>る<sup>る</sup>に道兼<sup>みちかね</sup>の妹<sup>いもうと</sup>一人<sup>ひとり</sup>ハ冷泉<sup>れいせん</sup>乃<sup>なり</sup>女御<sup>にようご</sup>と<sup>して</sup>花  
 山<sup>はなやま</sup>乃<sup>なり</sup>第三<sup>だいさん</sup>條<sup>じょう</sup>の母<sup>はは</sup>也。一人<sup>ひとり</sup>を圓融<sup>えんじゆう</sup>に<sup>して</sup>后<sup>ご</sup>と<sup>して</sup>一條<sup>いちじょう</sup>  
 の母<sup>はは</sup>也。は<sup>は</sup>ま<sup>ま</sup>は<sup>は</sup>花山<sup>はなやま</sup>世<sup>よ</sup>を<sup>を</sup>す<sup>す</sup>て<sup>て</sup>終<sup>は</sup>ハ<sup>ハ</sup>我<sup>われ</sup>女<sup>によう</sup>弟<sup>てい</sup>の

う<sup>う</sup>み<sup>み</sup>皇子<sup>みこ</sup>立<sup>た</sup>終<sup>は</sup>ふ<sup>ふ</sup>と<sup>と</sup>さら<sup>ら</sup>は<sup>は</sup>帝<sup>てい</sup>の外<sup>ぐわい</sup>舅<sup>きゆう</sup>と<sup>して</sup>ま  
 り<sup>り</sup>を<sup>を</sup>む<sup>む</sup>との事<sup>こと</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>く<sup>く</sup>古<sup>こ</sup>事<sup>こと</sup>談<sup>だん</sup>小<sup>せう</sup>栗<sup>り</sup>田<sup>でん</sup>殿<sup>でん</sup>五<sup>ご</sup>箇<sup>かん</sup>  
 月<sup>げつ</sup>の内<sup>のち</sup>五<sup>ご</sup>位<sup>い</sup>少<sup>せう</sup>辨<sup>べん</sup>より正<sup>せい</sup>三<sup>さん</sup>位<sup>い</sup>中<sup>ちゆう</sup>納<sup>なつ</sup>言<sup>ごん</sup>し<sup>し</sup>至<sup>し</sup>ると  
 ある事<sup>こと</sup>按<sup>あた</sup>す<sup>す</sup>江<sup>え</sup>談<sup>だん</sup>惟<sup>ただ</sup>成<sup>なり</sup>辨<sup>べん</sup>惟成後帝と任意  
 行<sup>ぎやう</sup>叙<sup>じよ</sup>位<sup>い</sup>之<sup>の</sup>下<sup>した</sup>云<sup>い</sup>。此<sup>こゝ</sup>帝<sup>てい</sup>即<sup>すなは</sup>位<sup>い</sup>之<sup>の</sup>日<sup>ひ</sup>於<sup>お</sup>大<sup>だい</sup>極<sup>ごく</sup>殿<sup>でん</sup>高<sup>かう</sup>座<sup>ざ</sup>上<sup>じやう</sup>  
 犯<sup>はん</sup>馬<sup>ば</sup>内<sup>ない</sup>侍<sup>しやく</sup>之<sup>の</sup>間<sup>ま</sup>惟<sup>ただ</sup>成<sup>なり</sup>驚<sup>おどろ</sup>玉<sup>たま</sup>佩<sup>ひ</sup>及<sup>およ</sup>御<sup>ご</sup>冠<sup>かん</sup>鈴<sup>すず</sup>聲<sup>こゑ</sup>持<sup>も</sup>参<sup>まを</sup>叙<sup>じよ</sup>  
 位<sup>い</sup>之<sup>の</sup>申<sup>まを</sup>文<sup>ぶん</sup>帝<sup>てい</sup>以<sup>も</sup>手<sup>て</sup>還<sup>かへ</sup>之<sup>の</sup>間<sup>ま</sup>任<sup>まを</sup>意<sup>い</sup>行<sup>ぎやう</sup>叙<sup>じよ</sup>位<sup>い</sup>云<sup>い</sup>。又<sup>また</sup>云<sup>い</sup>。  
 帝<sup>てい</sup>禁<sup>かぎ</sup>女<sup>によう</sup>房<sup>ぼう</sup>并<sup>なら</sup>下<sup>した</sup>女<sup>によう</sup>等<sup>らう</sup>袴<sup>かほ</sup>又<sup>また</sup>一<sup>いち</sup>條<sup>じょう</sup>の時<sup>とき</sup>長<sup>ちやう</sup>德<sup>とく</sup>二<sup>に</sup>年<sup>ねん</sup>正<sup>せい</sup>  
 月<sup>げつ</sup>花<sup>はな</sup>山<sup>やま</sup>法<sup>ぽう</sup>皇<sup>かう</sup>鷹<sup>たか</sup>司<sup>し</sup>恒徳公の四君弘徽殿女御  
 中<sup>ちゆう</sup>關<sup>かん</sup>白<sup>はく</sup>道<sup>だう</sup>隆<sup>りゆう</sup>の<sup>の</sup>子<sup>こ</sup>伊<sup>い</sup>調<sup>てう</sup>其<sup>その</sup>弟<sup>てい</sup>中<sup>ちゆう</sup>納<sup>なつ</sup>  
 言<sup>ごん</sup>隆<sup>りゆう</sup>家<sup>か</sup>と<sup>と</sup>謀<sup>まを</sup>て<sup>て</sup>此<sup>こゝ</sup>を<sup>を</sup>射<sup>や</sup>て<sup>て</sup>腋<sup>わき</sup>に<sup>に</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>ふ<sup>ふ</sup>此<sup>こゝ</sup>を<sup>を</sup>伊

周四君の姊三君小通一々々法皇ら社りや  
通一々ふと疑あり一々至て也法皇恥てい  
そま事あらりて伊周筑紫小流さ  
はこれらの事ふて觀まる帝の不徳を志  
れ

一條々圓融院の長子母々梅壺女御即兼家の女  
なり花山即位の日東宮小川五花山遜位乃日  
兼家速小参内一々東宮を位一々免て七み  
つら攝政となふ此時小頼忠關白を辭ヤ關白十年也の  
時冷泉を太上皇といひ圓融花山共小法皇とい  
ふ三上皇也永延二年八月兼家の二條京極第成源

頼光獻駒三十一匹永祚元年六月前關白頼忠薨六  
六封駿河公謚廉義公正曆元年正月帝元服一五  
月兼家因病薙染號東三條大入道讓攝政於嫡子  
道隆以兼家為准三后執政出家七月二日薨六十  
病中出家故無謚棄宅為寺號法興院攝家院號の  
始兼家攝政

按了に冷泉以後天子院號り今兼家薨一  
て院號を稱る尤以て僭上といひはる  
十月梅壺皇太后為尼號東三條院皇后院號五年  
使源滿政平惟時源頼親源頼信等分捕群盜古事  
談小頼信八町尻殿家人也常欲為其主殺中關白

言史記  
頼光止之曰。殺得不定。一。雖殺得汝主為關白不定。  
二。雖為關白。而事露。則事汝主不定。三。云々。長徳元  
年。三月。道隆因病。難染。奏請其子伊周為假關白。既  
而薨。一。四月。右大臣道兼為關白。五月八日。薨。十  
一日。道兼弟道長の左大將を關白とす。是女院乃  
心をりといふ。大鏡。小道兼花山茂をり。たろ勢  
功小なりて。父の事。此に關白を讓。羅さるを恨  
居喪時。悲の體なり。一。と見ゆ。正統記。小を。  
道隆病ありて。其子内大臣伊周志とら。く相代り  
て。内覽とら。此。一。相續して。關白を多。一。と存  
とら。此。一。小。道隆。り。く。ま。て。や。り。て。弟。道兼。な。ら。れ

ぬ。七日といひ。一。小。あ。く。う。と。ら。此。ぬ。又云。道  
長大納言。し。て。た。ハ。セ。一。う。内覽の宣を。り。う。ふり  
て。右大臣。ま。て。り。こ。う。此。一。う。と。延喜天曆のむら  
一。を。思。召。け。る。小。や。關白。ハ。や。め。ら。此。ま。正統記。小  
長。ハ。一。條。此。時。一。關白。小。ハ。あ。ら。ず。七月。道長為右  
續。世。継。小。を。關白。と。見。ゆ。大臣。朝。政。を。恣。小。道長。二。年。正。月。伊。周。流。さ。る。伊。周。を  
道隆の子にて嫡流を此とす。道長小超ら。此。一。殘  
恨み。且。々。又。花山法皇を射。り。一。罪。り。り。り。て。道  
長。妙。の。女。院。一。申。し。て。り。く。行。一。也。三年。伊。周。歸。る。  
こ。此。を。伊。周。妹。の。皇。后。誕。皇。子。故。也。長。子。敦。康。親。王  
也。八月。源。滿。仲。卒。一。十。長。保。元。年。道。長。女。彰。子。入。内。

續史記  
卷之九

藤壺の女御とす。その、ち中宮定子崩し。彰子  
 為中宮申セリなり。寛弘五年伊周を准大臣  
 賜封戸六社儀同三司なり。八年六月十三日。  
 帝病傳位於東宮居貞三條院の御事廿二日崩三十一。在位  
 廿五年。續古事談。帝寒夜に御衣を脱とられ。  
 上東門院の仰あり。由見ゆ。古事談。源國  
 盛越前守。小任と。時藤為時女房。小就て上表す。  
 其辭。いよく苦學寒夜紅淚沾袖。除目春朝蒼天  
 在眼。帝覽之。不食而卧。涕泣。道長聽之。忽召國盛。上  
 辭表。以為時任越前守。國盛家中涕泣。國盛自是鬱  
 及秋任播磨守。遂卒。正統記。此御代ハハ。

へ。上達部諸道。其家々顯密。僧まて。を去。其  
 たる人多り。り。は。社。帝。を。人。得。事  
 ハ。延喜天曆。小。ま。ま。自贊。と。後。林  
 氏。の。説。小。無明親王。乃子源伊陟。獻菟裘賦。叙云。君  
 昏臣諛。無處于愬。賦云。扶桑豈无影乎。浮雲掩而下  
 昏。叢蘭豈不芳乎。秋風吹而先敗。帝自書之。藏篋笥。  
 崩後。道長見之。破棄焉。古事談。小。は。帝範の去讒篇  
 の叢蘭頗茂。秋風敗之。王者顯明。讒人蔽之。と。あ。其  
 ハ。さ。社。を。道長。の。事。を。思。召。て。く。小。後。不  
 小。ま。と。破。り。と。也。伊陟。獻。賦。事。古。事。談。小。  
 三條。を。冷泉第二の子。母。を。兼家。其。女。也。一。條。即。位

乃日東宮十一。寬和八年六月受禪。世道長

執政四。帝目を患て傳位。在位五年。四十一。元五月

崩。四古事談小。道長請ふ事あり。不聽。道長退出

す。敦儀親王召う。さる。親王ち。ちなら。勅喚の

り。を稱す。道長婦奏曰。如此生宮達立た。敷敷上名

執柄人乎。經任卿。說云。不婦罵親王直出云。

後一條ハ一條第二の子。母々道長の女也。三條即

位の日東宮とす。四水鏡云。一條院御惱のわり仰

られ。御ら。は次第のまに。一の御

子を春宮とす。をれ。後見すを。人なきよ

り思ひけ。矣。されれ。此宮をは立奉る也。御

任疑信誤

水當作本

とハ敦康也。禮々道隆の女定子。長和五年正月

受禪。外祖道長攝政。此日三條の長子敦明を

東宮とす。此帝東宮の時。傳の大納言砂金を寛仁

元年。三月。道長讓攝政。於嫡子賴通。廿六。公卿補任

白後。一條の御代の始攝政と見えり。此年五月。

三條上皇崩。八月。東宮敦明東宮をのり。皇弟敦

良を東宮とす。弟同母。敦明を小一條院と申す。此

のち冷泉乃統を絶り。三條の子八人ありり。

と敦良を立り。大鏡小栗田殿花山院をすり。

たり。奉り。左衛門督小一條院をすり。おろし

奉り。終へり。帝東宮にあり。ちの成りてありぬ

へさ御夢といふと出来ふしそ

按るるに左衛門督とつふも栗田殿の第二子  
無隆也。此無隆の長女敦明の弟敦平乃親王に  
室と云ふは故小敦明をすけりたるをいふに  
や。林氏ハ道長父子又按するも道長三條の子  
をたてさるる彼帝在位の時より君臣乃間隙  
あるは故なるべし

二年正月元服。三月道長納女為御<sub>帝の</sub>三年  
三月道長薙染<sub>五十一</sub>入道殿と<sub>りふ</sub>十二月頼通辭  
攝政為關白四年道長造法成寺<sub>此社より御</sub>萬壽  
元年三月京師多強盜四年道長薨<sub>六十三</sub>三代の間

恣權<sub>三十一</sub>餘年一條三條後一條并東宮共ふその  
女婿也。長元元年六月上總介平忠常及四年四月  
甲斐守頼信平之九年四月帝崩<sub>九</sub>  
後朱准を一條第三子して後一條の同母弟也。九  
歳して東宮止ハ歳少て受禪。外舅頼通關白と  
り。長曆三年三月山門衆徒頼通小書を呈し。明尊  
ハ去年冬智證の門流也。非慈覺派不可任座主と  
いふ。頼通不聽。山徒憤怒伐頼通門柱使平直方禦  
之。死傷者多。長久元年九月神鏡やちつを在位九  
年にして崩<sub>七廿</sub>。正統記小。天皇賢明をまると執柄恣  
權と故政迹聞えを無念ある事と也

言史餘論

後冷泉之後朱雀第一の子。母々道長第四女。十三  
歳に東宮。廿一歳に寛徳二年正月。受禪外舅頼  
通為關白。永承六年。安倍頼時反。使源頼義為陸奥  
守兼鎮守府將軍伐之。康平五年冬。討平之。凡十  
位廿三年崩。四十四

良房 攝政五年 清和至貞觀元  
中間十三年 攝政 貞觀五年  
基經 攝政四年 陽成至元慶  
關白十一年 元慶四年  
中間四十年 攝關 延喜元年  
忠平 攝政十一年 朱雀承平元年  
慶承平元年 無攝關

小野宮 實頼 關白二年 冷泉康保四年  
攝政二年 圓融即位  
一條 伊尹 攝政三年 天祿元年  
堀河 兼通 關白六年 天貞三年  
三條 頼忠 關白十年 寬和元年  
東三條 兼家 攝政六年 寬和二年  
大入道 道隆 攝政三年 正暦元年  
中關白 道隆 攝政三年 正暦元年  
町尻粟 道兼 關白二年 長徳元年  
田尻粟 道兼 關白二年 長徳元年

言史餘論

或曰七日

御堂入  
道長

道長

内覧廿一年

長徳二年より三  
條長和五年まで

頼通

攝政四年

後一條寛仁  
元年至四年

關白四十九年

寛仁元年より後  
冷泉治暦四年迄

凡十二代百四十九年實頼以後ハ九代百九年  
按多小冷泉狂疾ありて遜位ふふたゐて  
同母弟圓融継位。そのら冷泉圓融の子ハ  
るく帝位ふはさたり。後一條乃後ハ圓融の皇  
統のニ嗣位して冷泉ハ帝胤ハ絶たり  
又按小野宮殿嗣絶一事藤原忠文ハ冤鬼ふよ  
るよりをいひ傳ふこと。村上の詔代篇て為平  
をすて圓融をきて冷泉ハ東宮とし西宮殿を

をひて流刑して無辜の者多く罪ふ處。又冷  
泉をたろして圓融をたてらば一の類姦邪の  
人とりふを無通のよつをなつりし事前中  
書王無明の權をうそひ且るまの弟無家と志  
ひて冷泉圓融兄弟此間をふくし三條をあ  
やふめむとを類ふま又姦邪の人也。道隆乃  
嗣微なりも其子伊周隆家の不忠の罪もよ  
たふれま。町尻殿の嗣なき事。花山院を  
すうたろして其功よけりて父大入道殿  
小恨をふくみ居喪いすくり悲傷乃色なき乃  
類不忠不孝の人なき。天の報應あやらすと



いふ庵

。後三條院攝家乃權を抑ふひし事變  
帝之後朱雀第二乃子母は陽明門院とて三條乃  
皇女なり。續世継ふ後朱雀寛徳二年正月十六日。  
位を後冷泉ふ譲り終ふ時病ふ。大納言能信關  
頼通の二宮尊仁（ふい）を僧ふをいふ歎と申す。帝  
弟也。此次乃東宮を多しと仰らふ。然らばよく御  
定あるしと申すに。帝東宮の定ハ遅らうと依  
り。關白頼通申さる。重て其沙汰あるしと仰  
らる。能信さらは今日能中に仰出されと多し  
しと申す。にらる。即決定し。古事談ふ。帝

新帝後冷泉并ふ新東宮後三條院御事御事伐守治殿頼通  
被仰置の處春宮御事仰ら終し時々御返事申さ  
しめ終ひ。不受れ色あり。後冷泉ふ男を齋  
申す。一按時ふ帝十二歳。院ふ尊子内親王と  
を以て東宮大夫とす。同月十八日。後朱雀崩し終  
へとそ東宮既ふ定れらうとさる。東宮ふある  
事廿五年。静小學終ふ。大江匡房御師範（退居）  
を召出さ。續古事談し。後三條院をいふ。けくの學  
生と問ひ。ふ。匡房思ひまうけ。やうに。佐國  
ふとやねを。ふ。いふ色。長方脚ハ聞て泣け  
り。正統記ふ。帝坊此時より頼通三代乃執政とて

續史餘論

卷一

三十五

五十餘年權を專ふせし事儀ありさす小思召と  
 さこゝるて隙出来てあやふと思召不との事あり  
 即位の日于時帝三十五歳頼通關白を辭して宇治小退  
 居其弟教通二條關白と社と事の外に威權なり帝  
 詩歌に御製を多く世に傳ふるあり後冷泉の季  
 小世中あはれて民間に愁ありさ帝四月即位あり  
 くにあはれたるに及ばぬ小世中ををりけ  
 り始て記録所を置いて國々の衰をなをはれたり  
 延喜天曆以來より誠ふしこと御事也此時  
 皇執柄の權抑られて君みはら政成たり後不  
 事に歸る古事談小大嘗會をの時乃冕を應神の物

也後三條院の御頭ふえてなくあもせ終ひしを  
 御自讚と云々續古事談小東宮御護刀壺切た昭  
 宣公乃物也延喜儲君の時奉らる自是代代の東  
 宮小わさるこは帝の時後冷泉らるるた社を  
 後冷泉崩後もと先出し教通關白の時獻す立坊  
 廿餘年さてやまき今ハ止られすとそ申せし  
 小神璽寶劔をうはりうりしとこは餘年過りさ  
 何り苦しうらんとして止まひき其後程なく二條  
 内裏に火小焼て刀ハうり残るるし小柄鞘を造  
 て進られとふ也又云堀河左府頼通の弟三木の  
 時前齋院をとりて免て家小ねく後冷泉ハ宇治

殿小憚り多して問臨ハさりしを帝ハ東宮小松  
 そして殊外憤多し。あはき吾一人の妹として  
 なさものをと仰られ。即位後追こめり。不鮮  
 延久此間召仕ハ。純女。白河の御時召出さ。純女。大  
 納言とそなき。社一也。又云。後冷泉の季過奢。上官  
 の車外金物を用ふ。此帝の代始ハ幡行幸に鳳輦  
 を停て見物。此車乃外金物をぬり。さ。純女。中  
 の金物ハ御覽とさ。り。い。ぬ。る。社。を。故。小。今。に  
 用ふる也。賀茂行幸の日外金物車。輜もなり。又  
 云。此帝犬をくく。ま。給。ひ。内裏の。白。と。犬。を。取。す  
 て。も。蔵。人。小。仰。々。純。女。犬。を。ふ。く。は。と。う。ふ。と。て。

京より始て諸國よて殺す。聞召驚々。純女。又殺さ  
 ら。續古事談。小。帝東宮此時。天下の政を。く。聞  
 を。さ。ま。ひ。即位の後。さ。く。の善政を行。く。其中  
 諸國重任。此功とり。ふ。く。な。く。停止と。う。れ。小。  
 興福寺南圓堂を作り。に。國。此。重任を。關白。教通  
 枉て申す。事度。に。ね。ま。ひ。帝怒て。攝政の重。く。ね  
 そ。ろ。し。事。ハ。帝外祖。を。く。此。事。を。我。を。何。と。思  
 こ。む。と。て。揮。鬚。て。仰。々。純。女。教通座を。さ。ら。て。出。る  
 と。て。藤氏の上。達。部。皆。罷。て。春日大明神。此。御威  
 を。今日。う。せ。果。ぬ。ると。大音。に。い。ひ。々。是。は。氏。の。公  
 卿。一。人。を。殘。ら。を。退出す。帝。此。を。聞。召。て。關白。并

小藤氏諸卿を召返さして、南圓堂の成功を申ふ  
 ざる。古事談、小宇治殿平等院をひらきせられて、宇治  
 邊多く寺領に打入らば、帝ひらりて恣ふ事ある  
 や。檢注すしとて、官使を向らば、賴通これを  
 聞て、平等院門前、小錦に平帳打て、種々乃儲とそ  
 用意して、官使をもつ。官使恐れて、不参向止ぬ。續  
 古事談、續世継等、小帝宸筆に宣旨を、太神宮へ獻  
 られんとて、匡房御前にあり、小讀きらば、  
 其辭、小我即位の後、一事として、僻事と候と、以ふ  
 ことを、終つり。匡房此御辭いり侍らん、と  
 申ひ、此事の外、小怒まひ、何事を思出し、とて、

は、ふと問ふ、いふや。實政、小常陸介隆方を起  
 させ、られ、事いらふと申ふ、終る、事あり  
 と思召出き、様よて、色なをり、終ひ、讀きて、候  
 宣命を、持て、内入終ひ、此事を、小先帝東宮  
 乃時、春日に使に、東宮、學士實政の向ひ、小隆方  
 小辨ふて、下る、和泉木津よて、實政まつ儲て、渡ら  
 んと、せし、船を、たし妨て、侍讀する者を小、急く  
 そふと、いふ、實政の東宮の學士、實政をり、此事  
 を、訴申すを、やららば、思召をり、古事談、小實政  
 國守、小拜し赴任の時、東宮、所別、學士、小州民、繼為、甘  
 棠、詠、莫忘、多年、風月、佳き、事をり、たらふ、空と  
 政、白河、承曆、四年、三木、左大、辨後、三位、應德、二年、前

三木正三位よて太宰大貳となり。堀河寛治二年八幡宮訴よりて豆州へ流され。七年小五十五歳ふ其後即位ありて實政左中辨を望申々る。小文章博士露はりて理なき事をはてしき。兼播磨守露はりて事をはてしき。いってくく不事を申す。正左中辨小始てをらむとある。仰々。職原抄小名家譜五位藏人乃任辨也。藏人帶之頗清撰也。近衛中少將中有才名之人遷任或兼之。又為規模矣。又中少辨之間權官一人必任資仲中納言其時藏人頭也。之仍謂之七辨云。い。か。さ。祿。て。實。政。申。事。侍。り。木。津。に。渡。乃。事。を。一。日。よ。て。思。え。り。侍。ら。む。と。奏。し。を。社。々。帝。沈。思。の。體。よ。て。此。理。天。照。大。神。小。申。請。む。と。て。左。中。辨。小。加。ら。れ。し。る。也。是。の。の。あ。し。た。乃。陪。膳。ハ。隆。方。々。番。也。一。

をそ社小むひてえ物とすと仰らさく。内小て供御を参り奉り隆方終小辨儀辭してをそ社あり。宇治大納言源隆國々先朝の寵臣より東宮小は無禮此事とあり。即位の後彼子息等に事乃つめて罪科ある一と思召す時小權中納言隆俊殿上伺候に體を小部より窺見り。小威儀容貌政事并に當時無雙なり。も一社なるらん。る朝を免不可然。二男宰相中将隆綱を見終ふ。小齋宮寮乃申さ。狐を射殺の罪ありや。やとの陳定小帥大納言經信。白龍魚服懸。豫且之密網とくううちひてるらき。又ある人

射よりといふとも其狐正しく死なざるを見ずハ  
科不重と申す其日の定文を隆綱執筆して雖有  
飲羽之名未見首丘之實と云ふ一なるを御覽し  
て隆國の宰相中將残過分ふれもひいしを仰し  
さ僻事也なり天照太神正八幡宮いづく思召け  
むと仰られて近侍残ゆるされ今ハとて三男四  
位少將俊明残つみせられんと思召れ時忽ち内  
裏焼止帝腰輿小駕して出んとし残ふに雜人南  
庭小入て其隙をく安坐しうふとなくてたぐせ  
残ふに俊明頗遅参りて其の事すを残見奉りみ  
はら弓を執て走廻り雜人をうら退けしはハ

安坐し残ふ其時仰ふ今日俊明の力ふよりて耻  
を見ず是運未盡の故也とて三人皆近臣となり  
て肩を比する人なり續世継ふ此時帝南殿小出  
りて誰も参らぬ見知りぬ者すくやの  
小走廻て神鏡出し右近陣に御輿尋出して階小  
りやくのせ奉りたれをたのれを誰とあましに  
左少辨正家と申す辨官をらは近く侍へとあり  
正家匡房一雙の博士なるふに匡房ハ朝夕小参り  
正家を御覽しそ知らぬさふ官残具して名對  
申さたりふつ多ていととある心也大極殿  
前朝ふやけて十年を經しふ即位後はくは始終

實史餘論

卷一

十一

帝有剛明  
之才而不  
及天智

延久三年八月落成四年十二月讓位在位四年白河  
延久五年五月崩四十一歲古事談頼通時不出家して  
宇治ふあり帝崩を聞て食をとり箸をたてて  
歎息し末代に賢主なり本朝運法はれくて早く  
以て崩御也といふあふ人夢に異國にありて  
社を直つむとて此國を去り終ふと見し  
也白河位残つて親政し事下に詳也

讀史餘論卷二

讀史餘論卷二

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○上皇御政務之事五上

白河ハ後三條第一子母は中納言藤公成藤原成の女を  
大納言能信養ふて後三條東宮此時御息所不  
参らせしより白河十七より東宮小ころ廿歳  
より受禪廿一歳より政成みり終ふ關白  
は教通たり承保元年二月前關白頼通薨三十二  
年九月關白教通薨十十月左大臣師實を關白  
と續世継ふ此帝人の法うされとなす終ふ

讀史餘論

卷二

二

正たやましく一弦ハ次。六條修理大夫顯季世覺の  
 社とを宰相はふら安。御氣色こりし。小。そ社も  
 ち社。くうへ此事也。仰らふ。正統院の乳母の夫  
 り又顯季中納言の關白なといひ。一。そ。弁  
 ちさむと思ふ。小。詩作らて。冬。い。う。な。らん。四韻  
 詩作る。この。そ。弁。は。今。社。と。仰。ま。は。驚。て。好  
古事談。小。大政大臣藤伊通。二條院。小。參ら七  
不書消息。人。至。卿。相。事。始。藤。俊。忠。と。ま。る。さ  
社。たり。披。ら。ら。よ。二。人。の。事。堀。河。の。時。なり。古事談  
 小。帝曰。我是文王也。不必以稽古。大才謂文王。我抽  
 賞匡房。非尊文道乎。尊文道則謂文王也。此時人才  
 たほく出たり。歌。小。は。藤。通。俊。顯。季。源。俊。頼。詩。小。は。

藤實政敦光詩歌。小。は。匡房詩歌管絃。小。は。源經信  
 等あり。後拾遺金葉集。此時撰ハ。續本朝秀句  
 も撰。く。せ。ら。續。世。継。小。御。弓。な。と。そ。上。手。よ。て。お  
 ろ。一。は。一。け。ら。や。池。に。鳥。を。射。た。ま。し。ら。ハ。故。院  
 のむつ。ら。せ。弦。ひ。一。を。く。仰。ら。社。を。ふ。又。此。帝。は  
 御心を。そ。常。く。そ。や。は。一。と。そ。た。ら。ま。一。け。ら  
 小。乃。を。後。三。條。院。小。似。參。ら。せ。終。へ。り。く。て。在。位  
 十四年。よ。て。堀。河。小。位。代。傳。ハ。終。ひ。院。中。よ。て。政。を  
 志。ろ。一。免。さ。は。廿。四。年。に。て。傳。任。政。務。五。十。保。元。物。語  
 小。白。河。重。祚。終。心。さ。一。ま。り。て。出。家。あり。一。ら。と。  
 法名を。は。は。つ。き。終。ハ。天。武。の。例。代。思。召。あ。る。に



や重祚乃御志始りかりなるを社にたつねて院  
 申して御政務ある事とて道理小しむむ王  
 者の法よりを考へて正統記小孝謙脱履の後廢  
 帝ハ位小居終ふはつりとみえと社とたつねな  
 らぬ嵯峨清和宇多を考譲てのうを終ふ圓融  
 乃御時をやくとせ終ふとも有りにや院乃  
 御前して攝政兼家承て源時仲茂三本よなと社  
 一を小野宮實資乃大臣は傾け申さ社とては  
 上皇よりませと主上幼き時は偏小執政の政也  
 後三條踐祚時頼通即ち關白とやめて宇治  
 小のそり弟教通關白たつと其權をなす

して此御代小は院して政をさうせ終へる執柄  
 はう職より具りたるはうをなりと社と是ら  
 ぬとてをたつ一變すは小也執柄世踐行ま  
 らと宣言官符してこそ天下此事は施行せられ  
 して此御時より院宣廳の下文を重くとせ終  
 にく終て在位乃君又位小を小終へるはり  
 也世の末を考はるたふはさう也又城南鳥  
 羽小離宮をたて土木能功大よ起る昔ハあり位  
 乃君は朱雀院小いまはこれを後院とて冷然院  
 とていふ此帝を如此所よりは下はて白河より  
 後ハ鳥羽殿踐以て御座の本所と定えられ

院中乃禮是是は始まるなり。續世継小。後二  
 條大臣師通こそあり佐能帝の門下車をりるや  
 うやをあると能たまひし。不社とてきふて後  
 八。すこし毛息おとたつ侍人やハ侍し。正統記小。  
 此帝白河小法昧寺をうて九重塔をく昔能御願  
 寺小こえ。永保三年此後代こ小打作き。御願寺建ら  
 せ。造寺熾盛の誇あり。造作能た免。諸國重任をく  
 いぬ事多くなり。受領の功課を正し。ら封戸  
 莊園多く寄られ。諸國能費とを侍。續らつて  
 三條ハ五壇御條法も。國やそこな。按ずる。後  
 んと仰らま。圓宗寺をもおらた。作りまハ。法  
 勝寺を建られ。一年能二月。仁和寺御室性信を二

品小叙す。皇子僧となり。位茂賜ふと。おまふ。小  
まふ。性信もとは師明といぬ。三條の按ずる。小帝  
まふ。四子。大御室といふ。おまふ。  
 ハ男あり。六人ハ僧となを。り。中第三子覺行法  
 親王と申と。ハ法親王の始也。續世継に。後二  
 條大臣師通出家乃後例をさ。り。をすされ。小。  
 内親王といふ事もあ。れ。法親王もふ。と。の。形。か  
 らむ。と。て。法親王小な。さ。れ。也。又金泥一切経を  
 う。川。さ。る。此。事。乃。始。也。又殺生を禁し。獵具な。と。持  
 し。その。も。罪。を。ら。ふ。殿。上。の。臺。盤。を。六。齋。日。小。こ。い  
 る。事。な。り。古。事。談。小。加。藤。大。夫。成。家。不。拘。嚴。制。鷹。を  
 仕。り。聞。え。て。使。廳。に。仰。て。め。早。速。參。洛。門。前。小

みつら鷹をそ素。下人二人を同一。制禁數年小  
 及ふ小いり、存して猶鷹を仕ふ。すてり朝敵  
 小あらそやと也。申ていこく。宿小も今一二鷹の  
 下人候いて相具七。其は刑部卿殿相傳に家人  
 たり。女御所供御料小。毎日鮮鳥をあてらま。關急  
 あらは可處重科と也。源氏平氏に習。重科とは列  
 首也。獵の道小。獲る日。獲ぬ日。何事。必定首  
 を列ら。命惜に如此と。中。さる。さる。も  
 の。は。可。追。放。と。仰。出。ら。る。  
 堀河院の白河第二子。第一。敦。文。早。世。三。母。は。右。大。  
 臣源顯房乃女を關白師實の子とてまいらせ

一也八歳小て受禪。此日。上。月。立。太子。應。德。三。年。一。月。也。師實攝政  
 す。寛治四年小關白嘉保元年。其子師通關白。後。二。條。殿。  
 と申在位廿一年。十九歳小て嘉應二年七月崩す。  
 續古事談小堀河院ハ末代に賢主也。天下乃雜務  
 を殊小御心に入ま。給ひ。職事の奏せし申文。茂御  
 夜居に又細に御覽して。所。小。と。さ。み。紙。して。此  
 事尋ぬ。一。此事重祿て問。ふ。と。手。法。ら。書  
 て。次日職事に給。と。給。一。通。り。細。小。聞。召。と。た。小。あ  
 り。か。た。き。小。重。小。て。御。覽。して。さ。ま。の。御。沙。汰。い  
 と。や。む。事。な。ま。と。也。了。へ。て。人。能。公。事。勤。る。程。を。や  
 をも御心に御覽し定めけり。や。追。儼。の。出。仕。小。

按職事補  
任勘解由  
次官平時  
範歟  
寛治四年  
六月五日  
補承徳二  
年七月九  
日任因幡

言史金言  
故障申さる公卿元旦小朝拜小参りたるを悉く  
追入られし夜まて所勞あらむそのい  
一夜の内小直依へき偽れ事也と仰り白河  
院を聞召てさくともきり仰らまきある  
事也と思召けり小や又ある時の逍遥小序  
らく履よ人なり大業蔵人國資無才のそりて  
人不許五位蔵人時小之残りさなり其日帝人  
連句をゆせ終いに國資も末句いへと仰け  
れ今日私の衰日也憚ありと申は殿上此曆を  
めして御覽をうた己日なり己日此衰日いま  
ふき事也いうて君を欺く連句いぬ程のそり

いうてか博士小成るへきと仰られけり昔も無  
才の博士をあるもの也なり按多小御相の詩  
りぬ始也此朝の人也又無才の博士あり又云あ  
る人相子此木を獻しるを御庭小うへらまき  
愛し多ひおれ蔵人瀧口集めて木拈さして  
家とほくらおなつ坊門左大辨為隆と此を見  
てあれハ何事そさる事やあるとて御倉に  
小舎人を召て散こふたせしは木程なく  
枯たりいふと仰らまき此為隆白河院小事  
目殊の外重りてうさり思召るを此次題  
小申文あり申文五六通ふなりて院ち然ふと見  
ぬ不ふて祭主大中臣女言申請天裁事と讀け

讀史餘論

卷三

此ハ大神宮の訴うれとて還望し帝歌をこの  
 ふ。それを力小のこら奏せしと也。帝歌をこの  
 み終ふ事ふらくて世小聞えし人小源俊頼藤基  
 俊周防内侍伊勢大輔をといふそのあり堀河百  
 首又堀河院艶書合なといふも此時此事也帝又  
 笛残ふうせし郢曲小長し女此田樂の張行  
 按とくに此時小至て文學漸く衰へしり大江  
 匡房中納言小なきれ太宰帥小任せしと此御  
 時親の戦源義親の事ありを白河法皇の御心を多し  
 鳥羽堀河第一の子母は関院大納言實季の女  
 なる續古事談小堀河院皇子とそく出来終ひし

は白河歎かひて鳥羽の御母后ハ入内也懷妊  
 の後、此母坊門尼上賀茂小あそりて男子を祈  
 るひし時此夢小明神衣の袖に居終ひてその終  
 きまひ男子浅生魚しその巻たる物浅とれと何  
 りしを見て驚て巻を休くられし小はくり考る  
 龍あまを祀をとりてつたそりて鳥羽院に獻せ  
 りの衣ハ御正體とて四條坊門の別宮をはの  
 の尼上はくれし又女一人参て女房小申てい  
 くそらみふは王子也免て考く木こしまは魚  
 し右の御尻小あざたハしき矢へしといぬ實季  
 出あしむとせしに彼女ハうとて生れまひし

小誠、右近御所、小恙たゞ、まゝ、帝は、社  
 て八月、立太子、五歳に、即位、右大臣藤忠實  
 攝政、十一歳、元服、永久元年正月忠實關白、保安二年  
 二月、忠實辭關白、四十四三月、忠通關白、廿五歳、在位  
 十六年、廿一歳、讓位、廿一歳、政事、白河の崩後、此帝の政務、廿  
四年、五十四、白河を、本院といひ、鳥羽を、新院  
歳、崩す、保安三年、鳥羽五十、御賀、仁平二  
といふ、白河花宴、二月の、鳥羽、御賀、仁平二  
七、なり、といふ、此御時、事也、正統記、小、此帝の時、に  
裝束、の、有、仁、大臣と、仰合、され、續世、繼、花園、大  
臣、乃、傳、小、源、姓、を、賜、ふ、白河、の、沖、養、子、なり、此大、將

殿ハ、殊の外、小衣紋をこの、と、糸、へり、袍、は、長、短、か  
と、大、ま、う、た、調、へ、る、其、道、小、を、く、社、給、へ、り、昔、は、奴  
袴、中、ふ、み、て、鳥、帽子、を、こ、は、く、塗、る、事、な、り、き、此  
比、より、さ、さ、ひ、鳥、帽子、を、さ、ら、免、る、鳥、帽子、を、く、折、こ、の  
はり、て、侍、る、白河、院ハ、御、裝束、に、参、る、人、ひ、き、は、く  
ろ、ひ、す、と、は、さ、い、な、み、ま、ひ、よ、鳥、羽、院、此、大、臣、こ、ま  
う、小、沙、汰、一、多、ひ、肩、當、腰、當、え、な、り、と、く、め、冠、を  
め、を、ぬ、人、な、し、冠、鳥、帽子、を、さ、ら、雲、を、う、く、の、ら、を、社  
を、さ、ら、衣、は、落、ぬ、へ、衣、紋、の、雜、色、と、い、ひ、て、蔵、人  
小、ふ、ま、一、え、此、御、家、の、人、也、院、中、より、政、事、を、終、ひ  
次、る、正、統、記、小、鳥、羽、院、の、御、代、り、や、諸、國、の、武、士、の

源平乃家小属す侍事をとむ一といふ制符  
 をひくありき。源平久しく武を取て仕へ一と  
 そ。事ある時は宣旨汝終りて諸國の兵を召具一  
 ける。小近代と有りて頓て肩をいさくやうら多  
 くふり一に有りて此制符は下さ社さ果して今  
 迄乱世の基ふ社一いひる事に成小け  
 り。又白河鳥羽御代の比より。政道の古きすの  
 た屋りく衰ぬ詳小武家の下  
 崇徳院ハ鳥羽第一の子母は待賢門院也。大納言  
女と白河養て入内保安四年正月受禪。五關白忠通攝政と  
 了。六の時曾祖白河を本院といひ鳥羽を新院と

いひき。大治三年待賢門院の御願とて圓勝寺を  
 と川四年七月白河法皇崩七十一歳此後鳥羽上  
 皇政を聽ふ。白河世は七時ハ待賢門  
 院寵ありて男女の子あまた生。男五人白河崩後  
 鳥羽憚る所なく前關白忠實ら女入内高陽院と  
 いふ。子は三木藤長實ら女を名て女御とす。美福  
 門院とりふ。一時女院三人ある中は美福門院  
 専寵して鳥羽の政怠る。天承元年十二月故關白  
 忠實上皇小謁去。社を白河と憚ありしや。退  
 居十二年より始て出仕去。既ふ致仕とすと此後  
 政よあり。嫡子關白忠通と不和より。二子頼

長を愛さる事甚し。時小頼長十二歳。長元元年。正月。忠實内覧の宣。三月。鳥羽上皇得長壽院を作り。三十三間堂を<sup>ナリ</sup>平忠盛奉行。但馬國を<sup>臨</sup>りて昇殿を<sup>申</sup>るは<sup>寵臣</sup>。此人白河の時五年。五月。近衛生<sup>美福門院</sup>。當今崇徳<sup>養子</sup>となり。八月立太子。美福門院。當今崇徳。養子となり。八月立太子。中間。保元の亂本。六月。忠實聽輦車。六月。准三后賜隨身兵仗。十月。雜染。永治元年。鳥羽上皇雜染。續世継。小御年四十。小左。みよせ。終。年比の御本意。又。みよ乃年に。て。年比。御隨身なく。毛止。臨。供。七。使。臨。終。とも。寶莊嚴院。作。ら。せ。る。て。供。養。し。る。に。兵。仗。

うへし。まいら。を。臨。ふ。て。め。つ。ら。く。太。上。天。皇。の。御。ふ。る。ま。い。也。打。は。つ。ま。八。幡。賀。茂。な。と。御。幸。あ。り。て。三。月。十。日。そ。鳥。羽。殿。に。て。御。く。ら。ち。を。臨。ふ。五。十。日。御。佛。事。と。て。七。使。を。臨。ふ。と。大。路。に。あ。ま。く。犬。や。木。積。て。あ。り。く。車。牛。ふ。と。ま。て。養。を。ま。い。御。堂。の。池。と。ま。の。い。を。に。も。庭。の。雀。鴉。ふ。と。か。ま。勢。臨。ふ。山。と。寺。と。に。僧。ふ。申。あ。む。御。布。施。な。と。い。ひ。し。ら。兵。だ。く。の。節。も。や。う。の。御。功。徳。ハ。常。の。御。い。と。ふ。也。人。乃。奉。る。物。多。く。は。僧。の。布。施。し。を。む。成。今。ら。ち。を。し。ま。に。あ。り。何。も。た。の。御。所。共。し。ら。い。ひ。し。ら。ぬ。綾。錦。唐。綾。唐。絹。様。と。乃。寶。物。所。を。ふ。さ。ま。



てそ置きて此を御布施ふをせ給へ。来  
む世に御功德の侍らん。白河院ハ  
ハ一まを所きらく。はよの古ひて。只ち此  
見参として紙や紙小書たる文紙毎日小参らる御  
ハの御厨子小取置せ給ふて。はらぬ。その  
御あたり見ゆる物を。御裁縫ぬ  
の糸とは。御前に取出さば。事なく。た  
ふさき勢給ふて。た一所ね。百して。近習  
此上下残と多く。台はひた。ま。其年  
十二月七日。讓位<sup>廿三</sup>。續世継ふ。帝ふる事と  
起さんの御志ハ。た。ま。世を心ま

平の世給て。院の御は。安事。つ  
とせ給ふ。今。東宮<sup>近衛</sup>。位讓ら  
給ふ。其日辰時より上達部様との侍ら。参  
集る。帝より鳥羽上皇小度。御使ありて。蔵人  
の中務少輔師能。ハ。参り。又六位蔵人御書  
捧つ。参る。日暮方。神璽寶劔。東  
宮に御前へ上達部引つ。渡り給ひ。此  
後。讚岐。崩。保元物語。先帝。御  
恙。浅  
ま。古事談。待賢門院。白河院御猶子の  
義。入内也。其間法皇密通。人皆

を云ふ。崇徳院ハ白河御胤子と云く鳥羽院を其  
由を知名て叔父子とそ中さしめ給ふ。こまふよ  
了て大略不快ふくやまし免ふ鳥羽院最後ふ  
を惟方時小廷尉佐をめして汝をりそと思て仰ら  
る也。閉眼のち御遺言の旨候してうけ廻り  
入奉らる社とのたふぬ

近衛院ハ鳥羽第八子三歳して即位關白忠通攝  
政す。此時鳥羽を一院とし崇徳を新院といふ。  
天養二年八月待賢門院崩久安六年正月元服  
此月左大臣頼長女入内實は徳大寺中納言藤  
公能女。皇后とす  
六月攝政忠通女入内中官帝中宮ふと親く皇后

ふと疎り。は忠通頼長兄弟に間彌不和。九  
月忠通氏長者。十二月關白。仁平元年正月頼長隨  
身兵仗氏長者内覽の宣下。は社父忠實申行ふ所  
也。攝關ふらひ長者并ふ内覽  
の宣は社をこしめし久壽二年七月廿三  
日崩。在位十四年

後白河ハ鳥羽第四子崇徳同母弟也。廿九歳即位。  
忠通關白より古事談小八條院直衛同母女弟を  
暁子内親王  
や女帝ふを奉る。又二條院の今宮後白河  
の今宮の今宮  
とて坐るをやつけ奉る。を沙汰あり  
るに法性寺殿忠通今宮の后腹小御座を  
をを  
て。いひて異議あふと議し。は受禪



てこのるあまを、保元元年七月二日鳥羽崩  
て後、あま夜新院昔を以て今を思ふに、天智は舒  
明乃太子也、孝徳乃子多うりしと位小つさ  
ひ、仁明ハ嵯峨第二子を終と、淳和ハ子茂さし、茂  
さて祚をふむ、花山ハ一條小さきたら、三條を後  
朱雀小さくむ、我先帝ハ太子に生きた帝位を辱く  
す、上皇の尊號小つらふるへくる、重仁こそ位小  
法くゆるき、小文にえあらは武もあらぬ、四宮に  
超られた、父子共小愁まゑつむ、然も鳥羽にハ  
し、あまはは力なく二年をすこしぬ、今は我天  
下を奪むとふ、乃憚らあると、いと仰おれは、頼

清盛その  
時ハ安藝  
守  
是は信西  
密謀と獻  
せしなる

長きくふしと云、免申す、内裏も此由聞え  
て兵をめす、源義朝、義康等、源氏も召し、應す、鳥  
羽も此みた、社あるしと思召し、美福  
門院ハ遺戒何して内裏も免さるし、武士乃姓  
名、浅記した、重仁親王は故、刑部卿忠盛、養  
君も、清盛ハ其乳母子を、御遺戒に  
て参りし、美福門院の謀して、故院御遺戒も任  
具して参りたり、新院ハ鳥羽の田中殿より、白河  
の前齋院に御所へ御幸ありて、義朝の父為義、そ  
の子四郎左衛門尉頼賢、掃部助頼仲、賀茂六郎為

宗七郎為成鎮西八郎為朝九郎為仲等六人を具  
 して參ふ。清盛叔父平右馬助忠政父子も參り。  
 賴長も宇治より白河殿へ參らる。凡兵一千餘騎  
 此より更さる内裏へ付關白忠通參内して賴長  
 を流刑し申し行ぬ。此謀及發覺乃事おれ也。  
 馳あけり兵一千七百餘騎新院齋院御所より  
 北殿へ入りし。軍議乃時為朝内裏をやく。應  
 一と奏す。賴長不聽。内裏を高松殿にて分内狭し  
 とて。俄小東三條殿へ遷幸。乃此より義朝をわし  
 て軍議あり。義朝奏し。いづく。清盛等を討つ。め  
 て内裏を護りみつ。兵をひき。乃夜討ふ。す

信西之議  
 賴長と大  
 小異也

信西為清  
 盛之地

一と申す。新院此京都の衆徒一千餘明朝少納言  
 入道奏す。臣の家乃事猶くらし。況や武事をや。一  
 向義朝のむらひた。多る。先んずる時。人を  
 制す。後小を多。時。人。小。制。せ。ら。る。と。い。へ。も。今  
 夜の發向尤也。清盛伐さ。め。ま。そ。ら。ん。事。然。る  
 へ。ら。を。武。士。皆。罷。向。ふ。一。早。く。兎。徒。を。討。し。て  
 逆鱗をや。め。は。ま。川。日。比。申。所。の。昇。殿。小。お。り。て  
 疑ふ。應。ら。は。と。い。ふ。義。朝。戦。の。場。小。臨。て。ん。を  
 餘命を存せん。只今昇殿して死後の思出に仕る  
 へ。一。と。て。を。し。て。階。上。小。の。ほ。り。し。を。信。西。こ。い  
 う。と。制。し。て。帝。御。入。興。あり。さ。白。河。殿。より。武

續史餘論

卷三

〇一

者所親久をしく内裏をうぐるて敵来る  
 と聞えしは為朝其謀行さるるを憤り々れ  
 ハ藏人小なほる猶怒りて不拜。十一日。寅時ハ  
 軍始り。夜明て義朝奏して火を放す事成  
 奏す。信西承てゆるさゆ。やうて火を放つ辰時新  
 院。頼長出奔。北白河より頼長中流矢。新院為義を  
 召具し如意山小入て武士等を散らし。為義。忠  
 政三井寺にゆき。新院ハ知足院の傍の僧  
 坊小入て難染忠實ハ新院に軍利をいと聞て橋  
 を引て治南都へ出奔。頼長も南都小入もむき舌  
 残喰切て死す。新院そのち御室へ入るひしを

とり奉る。十一日。夜小入て忠通關白をものごとく  
 氏長者たる子時にはるに勸賞あり。安藝守清盛  
 播磨守。下野守義朝。左馬權頭。義朝むし。左馬助  
 たり。今權頭たるむし。面目小あらはしむし。の  
 頭小なほる。重仁ハ出家。清盛をしく為義を  
 とむ。為義東國小赴き。忽小病て父子相失  
 て義朝の許に來ふ。忠政ハ清盛ハかたし來れ  
 を奏して父子五人を誅す。これ日比叔姪不快の  
 とい。為義をそとる。と勅ありしを義朝二度  
 まで訴し。清盛すく小叔父とす。姪猶子とい  
 へり。豈父小異ならむやと怒らせり。鎌田次

郎政清をしてさらせたり。義朝第九人皆さらせ、  
 為朝一人のうけたるを、近江、和田、小川、北河原、  
 九月二日、小川に討つ。湯屋、小川、違期、小川、勇  
 士、たるゆへ、小流刑。九月、知足院、入道、相國、忠實も  
 頼長同意のゆへ、流罪の沙汰あり。小忠通  
 訴、その事、父、子、始て、和睦セ。八月、頼  
 子、皆、流、さる、為、長、雲、州、廿三日、院、は、讚、岐、へ、流、さる。  
 師、長、土、州、教、長、常、州、廿三日、院、は、讚、岐、へ、流、さる。  
 八年、の、後、長、寛、二、年、八月、此、日、清、盛、義、朝、合、戦、す。  
 白、赤、旗、を、し、て、武、士、洛、中、を、東、西、に、救、使、を、以  
 て、兩、方、に、御、さ、す、は、あり、し、ふ、あ、と、う、た、を、以、事  
 の、由、を、奏、す、保、元、物、語、の、い、と、く、す、て、今、度、の、合

戦、前代未聞、す、小、や、主、上、上、皇、御、連、枝、也、關、白  
 左、府、を、御、兄、弟、武、士、に、大、將、為、義、義、朝、父、子、也、此、兵  
 亂、の、源、も、故、院、鳥、美、后、福の、御、勸、ふ、ゆ、へ、不、義  
 此、御、受、禪、と、え、あ、る、故、也、七月、十九、日、源、平、七、十  
 餘、人、誅、と、ら、れ、中、院、左、大、臣、政、真、大、宮、大、納、言、伊  
 通、等、議、し、申、さ、る、を、嗟、峨、御、時、左、兵、衛、督、仲、成、誅、せ  
 ら、ま、り、以、來、死、罪、を、と、め、ら、は、る、小、ら、り、て、  
 一、條、の、御、時、内、大、臣、伊、周、中、納、言、隆、家、の、花、山、院、に、  
 射、を、り、罪、既、小、斬、刑、小、あ、る、ゆ、へ、法、家、に、革、申  
 々、れ、と、も、遠、流、に、宥、ら、る、今、あ、ら、う、を、て、死、刑、を、行  
 け、と、さ、に、あ、ら、う、就、中、故、院、乃、御、中、陰、也、か、た、く





もて孫婦とし、その免すべし候侍てやうて天位  
 を嗣む鳥羽また聚麀して多くの男女を生  
 まし免すべし其子なるの罪ある其母を寵し  
 て其子をおくみ、河をもちて艶妻をお感ひて幼  
 子をつら、崇徳また其假父をうらみく同母に  
 弟を止め、忠實大臣として故なく幼子と愛し、  
 頼長長を陵るんとし、忠通又その弟と氏長者  
 をあらそひ、清盛其叔父、従兄弟を斬て、義朝の  
 父と弟とを斬らむとをかり、義朝又朝命を  
 辭し、ついで父と弟とを斬る、後白河其兄と何  
 らそひて、社を流し、その功臣等をして其父

子兄弟をまらしむ、いふつゝ、父父うらみ子  
 子たらす兄兄をまらしむ、弟弟をまらしむ、夫夫をまら  
 婦婦をまらしむ、君君たらし臣臣をまらしむ、次と、北畠乃  
 准后いふ申る名教のやうに、一言以て蔽へり  
 といふ趣

頼長ハ忠實の愛子よく、信西小學ひたり、其兄忠  
 通、詩歌手迹おきくみなるをば、朝家の要事に  
 あらはれ、ねと、五常を正しくして、賞罰をお  
 けり、政務をつらして、善悪をつらして、けしき、時人  
 悪左府といひく、とそれ、眞實は心うるハ、  
 舎人、牛飼等乃道理をつらして申はくる事を、元後



てた一と申すれど、その顔をはくしとすをりて  
 涙くを詞をなきてうなるさるをいふを後四年を  
 經て頼長のの時病をとふ事ありしに臥ふら  
 龜トと著莖と事成論せしに左府龜ト深トと  
 て事の外論ありて入道遂ふまけぬさて  
 入道今は御才智既小朝より終ひたり御學  
 文入庵ふらす若猶とさせ終ひり一定御身此崇  
 とならしと申して退出たり此事を自讃して  
 日記をなすたりたり終ひ保元物語小弟子を見  
 る事師ふとくはとりふ事ありこそ御學文を  
 り申すにあらし才智小ほらるるふ所を誠

め參らせ今むま川御心誠小心ありてらるは  
 三御心せの上は御學文しそ然多一若れ何の  
 まて内外の鑽仰う一心の考免也  
 按を多に此物語小評せし所は志の也さ終と  
 通憲のかくいひし所を志らはあらしは  
 勸めし所す智をさる免終へとしを見  
 此徳を修め終へとをいとわらさひとの頼長  
 の身成うなひし能みふあらは信西の終を  
 よくせさるるも考才智を以て學とせし謬  
 小終と歎

亂後帝後三條の例小を記録所ををてみ

のら政をさく御乳母乃夫少納言入道を寵任して大内を造ら<sup>白河の後始</sup>造ら<sup>洛中残</sup>掃さ<sup>ら</sup>め古に盛時ふ<sup>ら</sup>り<sup>後</sup>在位三年<sup>十一</sup>讓位<sup>十三</sup>の事<sup>下</sup>詳<sup>を</sup>多<sup>し</sup>

君相共小童幼古今未聞

二條院ハ後白河第一子母は大炊御門贈太政大臣經實女也保元三年八月受禪<sup>十六</sup>忠通辭關白其子基實為關白<sup>十六</sup>天下<sup>以下平治物語</sup>以事<sup>ハ</sup>後白河聽<sup>さ</sup>さ<sup>る</sup>ひ信西い<sup>り</sup>任用<sup>せ</sup>ら<sup>る</sup>平治元年十二月信頼義朝の亂起<sup>れ</sup>保元亂後<sup>二</sup>權中納言兼中宮權大夫右衛門督藤信頼ハ中關白道隆の後<sup>ふ</sup>り<sup>し</sup>父祖<sup>を</sup>諸國<sup>に</sup>受領<sup>を</sup>經て老後從三位<sup>ふ</sup>至<sup>り</sup>

然る小此人後白河上皇小寵任さ<sup>る</sup>建<sup>し</sup>七<sup>歳</sup>して中納言右衛門督<sup>ふ</sup>る<sup>は</sup>大將<sup>を</sup>望<sup>申</sup>せしを上皇信西<sup>小</sup>議<sup>を</sup>ら<sup>れ</sup>は<sup>此</sup>事<sup>ゆ</sup>免<sup>く</sup>こと<sup>ら</sup>ら<sup>ば</sup>君<sup>の</sup>御政<sup>を</sup>司<sup>召</sup>を<sup>以</sup>て先<sup>を</sup>叙<sup>位</sup>除<sup>目</sup>小僻事出来ぬ<sup>れ</sup>上天<sup>の</sup>意<sup>小</sup>背<sup>き</sup>下民<sup>に</sup>謗<sup>を</sup>う<sup>け</sup>て世<sup>の</sup>亂<sup>る</sup>端<sup>也</sup>漢家<sup>本</sup>朝<sup>其</sup>例<sup>こ</sup>れ多<sup>し</sup>三公<sup>小</sup>ハ列<sup>を</sup>ま<sup>さ</sup>とも大將<sup>を</sup>經<sup>さ</sup>る<sup>臣</sup>の<sup>こ</sup>あ<sup>る</sup>皇<sup>の</sup>執柄<sup>に</sup>息<sup>英</sup>才<sup>ハ</sup>輩<sup>を</sup>此<sup>職</sup>を<sup>先</sup>途<sup>と</sup>信<sup>頼</sup>な<sup>ら</sup>ば身<sup>に</sup>依<sup>り</sup>て大將<sup>を</sup>け<sup>ら</sup>は<sup>い</sup>り<sup>驕</sup>を<sup>さ</sup>免<sup>れ</sup>暴逆<sup>に</sup>臣<sup>と</sup>なる<sup>皇</sup>天<sup>の</sup>左<sup>に</sup>に<sup>ら</sup>る<sup>は</sup>諫<sup>し</sup>れん<sup>と</sup>い<sup>ひ</sup>て不便<sup>は</sup>思<sup>召</sup>され<sup>は</sup>らん<sup>と</sup>諫<sup>し</sup>

けふそと思召御色ふりりハ信西唐の  
 安祿山の圖三卷をこりて獻せりと猶實  
 不もと思召事なり。信賴こくと聞て常に所勞と  
 稱し引出もして馬のり弓引こや足力持なりとい  
 とく小武藝を習ひ信西弒滅さむためとを聞え  
 信賴其子信親を清盛の壻ふりて相謀らそ  
 むと思ひし。彼ハ太宰大貳よりさされ大國あり  
 左孫ハコト恨あらし。義朝ハを保元此功大より  
 て賞の輕伐恨辱をまよとたもひ日比懇ふりたり  
 帝ハ外戚新大納言經宗御乳母子別當惟方等  
 不むつひり。正統記ハ清盛は信西の縁者と成

て事の外不召仕ハる。信西清盛を滅して世を恣  
 不とんとり。此年十二月四日。平清盛其子左  
 衛門佐重盛と熊野不詣ハあつて義朝と相謀  
 り。九日子時不義朝五百騎を率ひ。信賴院御所へ  
 参り。上皇を大内此一品乃御書所不らへ。帝を  
 黒戸の御所不をさまいらせ。三條殿弒やさ。信西  
 西洞院此宅を不辱ふ。其子とも關言せしめ。御  
 方の兵不除目を行ふ。信賴ハ朝餉の間不ありて  
 不義平は母方の祖父三浦介ハ許不ありし。朝  
 さことし。事あまこと聞て馳上り。今日此除目不  
 あひし。勢弒終りて安倍野不出むらひ。清盛父

子をうらて後小終る一とて辭す。信賴申るさ  
 次信西八九日午時一白虹貫日を見て今夕御所  
 小夜討入辱しと志して奏とんを免に院參を  
 一御遊死中ふて。子息等も御前小あましくは。女  
 房に申置家一歸り妻の二佐小子供りも志らせ  
 るといひ郎等四人具して奈良へ奔ふとて。信樂  
 の峯うて忠臣君一代るといふ事をたもひ出  
 て十日朝右衛門尉成景茂都小返一見せしに。舎  
 人武澤の來ふ小あひて變をう。入道ハ春日山  
 乃奥へゆきしといひ引返りしとていふ。入道  
 生るら穴小埋らふ出雲前司光康五十騎うて

追ふけが。月尾乃馬と武澤と。いふ舎人を見つ  
 事々尋問て。不里出す。小いきた息あ。首うりて。  
 十四日小獄門うら。正統記小。信西も才學。あま。  
 心さ。さ。かり。あれと。己。非を。志り。未萌の禍を。  
 防く。ま。て。の。知。分。や。け。と。ま。む。信。賴。の。非。を。ハ  
 諫。申。々。れ。と。我。子。と。ま。ハ。顯。職。顯。官。小。上。り。近。衛。中  
 將。ふ。と。小。ゆ。へ。なり。三。木。以上。小。上。る。も。あ。ま。あ。く  
 て。失。小。一。ら。は。是。も。天。道。小。た。り。不。所。あ。ま。と。は。疑  
 な。し。十。日。北。朝。六。波。羅。より。と。て。一。早。馬。切。目。姓。王  
 子。よ。て。追。付。く。清。盛。ま。つ。熊。野。小。參。ら。む。や。と。い。ふ  
 を。重。盛。諫。て。引。返。す。兵。具。な。り。と。い。へ。ん。筑。後。守。家

本の字下一  
二有和の  
字

貞長橋五十合うら多く鎧五十。矢五十。腰竹の中ら多く  
弓五十出しり。別當湛増廿騎を遣し。湯淺宗重  
廿騎よてきたる。り終こま百騎よて返る。義平三  
千ふて安倍野ふまつと聞て四國へ渡らんとい  
ふを重盛諫く家貞と共し勸めて歸ふ其後信西  
の子とを流罪嫡子新宰相俊憲播磨中將成憲小  
言といふ。權右中辨貞清盛孫也也。後小櫻町中納  
憲等ふり。僧俗とも一男子十二人女子五人ある  
り廿三日内裏よては六波羅よりまり返るとく  
さ五日六波羅よりまり日のあり廿六  
日終夜止皇ひりら仁和寺よ奔ふ。藏人右少辨  
帝も六波羅よりまり御宗惟方信頼をくと聞て

驚て六波羅を攻る。ととに廿七日清盛内裏  
小をしら多く源氏兵あれをうらやらまりて六波  
羅よりす源頼政心かまり源氏利なくして義  
朝東奔信頼道ふて捨られ降参してまらふ。上皇  
信頼の死刑を宥免られれん事を請ひましりと  
叶ふ。義朝青墓あり尾州野間へ下向長田忠宗  
の家小入ふ。明る永曆元年正月三日小忠宗らと  
め小うたれ三歳十義平は父と議して山道らり攻  
上るへとて飛驒ふ下りに多勢となれ義朝  
うたれと聞えて兵散ら都小上り清盛を祿ら  
ひらあらいき難波二郎經遠三百餘騎よて旅

續史余論 卷之二

館をこみしをうちやふりて石山の邊ふりて  
 神小次難波三郎經房の郎等捕てのほる首さら  
 せたり二月十八日二月九日頼朝關東より捕  
 たる池乃居の請ふよりて豆州に流さ侍常盤ら  
 腹三人をたすけら侍此功ふりて清盛正三位  
 小叙三木ふなこ子息兄弟皆く國終はる信西  
 の子十二人を召返さるまふその事をしこと  
 事天聴不達をむ事候をそれて經宗惟方ら申し  
 事くわし所也とそ院は顯長の宿所不御座あり  
 二月廿日此仁和寺御所より出るとも三條殿  
 御所よりなるとる處をの所

大夫顯長の宿所河皇后清盛を召て主上幼  
 名礼をこ礼候との御をからひある處と不覺  
 元按李輔國の明皇を西内小幽下し事のよく  
 り終ふ也經宗惟方ら志多きと思召のまらめ參  
 らせよとありらハ召捕て參ら死刑ふは  
 ますしを忠通申しなためら侍て流さ侍正統記  
 不らくて志し静まりに上皇御中あり  
 くて帝外舅大納言經宗御乳母子別當惟方等上  
 皇の御意不そむきを侍を清盛不仰とて名捕へ  
 ら侍配所遣さ侍るこ進り清盛天下の權候  
 恣りて程なく太政大臣不上り其子大臣大将



小治の事、刺兄弟左右に大将小並へり。天下の諸國  
 半過るまで我領となり、官位を多く一門家僕ふ  
 ぶさけし。王室の權はらふなき。おしくになら  
 ぬ。按をふ。此年帝藤原多子、殘名て后小たてら  
 ぶ。此を近衛院に后なり。その美なる事を帝聞  
 召て、その父右大臣公能、小教してめさふ。此事然  
 る。このら、又と上皇をたほし、群臣諫し、いと  
 聴給はる。二代の后といふこと、此也。時小帝十八、后  
 小け三也。此は、上皇に間快。この後、此事  
 小ら、あて経宗、惟方罪せられ、平治物語のど  
 くを、是は信賴ら亂る。主上の御旨也といひ、事

小治の事、信西の子息等流刑に事歟。平家物語二  
 代、后の下小、永曆應保に比し、二條の院乃  
 近習者を、内より御戒あり。内の近習者を、付院  
 小、いさ、免ら、間、上下に、此、以て  
 やま、い、心、そ、た、臨、深淵、履、薄氷、を、と、く、主上、  
 上皇父子乃御間、何事、御隔ら、あ、か、を、此、と、を、思  
 外の事共多り、今、を、應保、二年、富家、入道、相國、忠  
 實薨、十、知、是、院、の、關、白、と、い、ふ、是、也、三、年、二、月、前  
 攝政忠通薨、十、法、性、寺、殿、と、云、鳥、羽、り、當、代、ま  
關、白、と、永、萬、元、年、三、月、源、為、朝、豆、州、大、嶋、り、鬼、嶋  
 小赴しといふ。六月帝病ありて讓位。七月崩。廿三  
歳

言史館記

三

在位七年

六條は二條乃子、母々大藏大輔紀兼盛女、受禪の時二歳、攝政ハ關白基實、後白河上皇政を聴多し、平家物語ハ一の宮純二歳小なり也、終ふを太子小きて、ふつと聞えし、六月廿五日、俄小親王純宣、昔蒙らせ終ふ、頓々其夜受禪有し、ハ天下何となふあつてきりさま也、本朝童帝此例を尋ぬる、小清和天皇九歳にて讓をうけり、七終ハ外祖忠仁公幼主を扶持し、終へり、是ハ攝政の始なり、鳥羽院五歳、近衛院三歳、之を了し、ハ終へり、ふ社と申せし、是ハ二歳小なり也、終

憲仁下一  
本分註高  
倉院の御  
事六字

不先例なり、物さきりしと云愚也、仁安元年七月、基實薨、其弟左大臣基房攝政あり、十月、後白河上皇々の第三子憲仁親王、代東宮小なり、六社主上、叔父也、主上三歳、二年二月、平清盛為太政大臣、二條、應保元年、中納言、六條、永萬元年、大納言、仁安元年、小内大臣、そ終り、をく、大政大臣、從一位、隨身、兵仗、代賜り、輦車を聴さる、時小五十歳、五月、辭表、八月、賜官符、以播磨、肥前、肥後之郡、郷為功田、三年二月、上皇廢帝、以東宮為帝、帝を新院とに、五、在位三年、正統記ハ上皇世代志、う終り、小二條、此帝奉り、里快らぬ御事を、故小や、ハ譲國の事あり、御元服なと、をなくして、

十三歳にそ世成とやくはゆりくさ

按を多小上皇清盛を頼小擢任せうれし事は其愛子憲仁を立むとたりひまひし故小其力を借らむとの御事なるし此事鳥羽の崇徳成廢して近衛成立られしより猶僻事をふへし孫を立てしり小事古は禮也は一川叔父をして姪の太子小立られしと最逆也是二つ鳥羽院の崇徳の我子小あらはるるに成るるひし故ともいふしおまは正しき嫡孫也とこそきてに帝位をゆきしを藤子とてとるるにれし事は三川がつまら元服も

高倉は後白河第三子母を贈左大臣平時信女建

春門院とりふ八歳より即位基房攝政なり後白河天下成知り終ふ事もとれし正統記小清盛權成專小し事は殊更此御代に事也按を多に清盛の妻平時子を建春門院の女兄也故小平氏より勢成得し也又建春門院は兄大納言平時忠を主上小を院小を平家小を皆親ありし故權柄を執れり時人これに平關白といひ此年十一月清盛依病薙染一五十一嘉應二年春豆州狩野介

茂光の訴小より、源為朝追討死院宣を下さず、  
四月、為朝の大嶋に宅をせむ、為朝自殺。三十三歳十月  
平重盛第二子資盛、松殿攝政基房と乗合死事あり、  
承安元年正月、帝元服、清盛女徳子入内、女御  
と爲。五十二歳二年、二月、徳子中宮となす、十二月、基房攝  
政を辭して關白とれる、百鍊抄、嘉應二年、九月、上  
皇幸福原、為覽宗人也、承安元年、七月、清盛進羊五  
頭、麝頭、於上皇、三年、三月、宗人有貢、相國入道可  
遣返牒之由被定仰、安元二年、七月、六條院崩。十三歳  
同月、建春門院崩、治承元年、乃春、後白河法皇、別當  
新大納言藤成親、西光法師等と東山鹿谷小會し

て平家代をり、五月、乃末事覺れ、六月、清盛、成  
親、西光等を捕へり、西光并其子加賀前司師高、其  
弟師経、残よりて成親を流さる、其子成経、平康頼、後  
寛等事に坐せり、於て流さる、二年、十一月、安徳生、  
十二月、立東宮、三年、八月、平重盛薨。四十一歳十一月、清  
盛使宗盛圍法住寺、幽法皇於鳥羽離宮、流關白基  
房、于備前、太政大臣師長、于尾張、削按察大納言源  
資方等四十三人、官爵、以二位中将基通、任内大臣、  
為關白。廿歳基實の壻、愚管抄、無文才、為執柄、自基  
通始、四年、二月、讓位於東宮、廿歳在位十二年、正統記  
不、清盛惡行をのこさる、主上ふりく歎、



